

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際 の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文 書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867</a>

13

卷之三

外務大臣國務長官會議於今ノ事を保障調査  
問題の取扱いに付 三三・九八 未保長

今面の外務大臣國務長官會議にては、安全保障調査内  
閣に開示は、先般總理方御指示ありて通了。日本事務局に紙

触せざる相立援助待合を差へ」と云ふこと、中心課題と了承する  
事。而して車掌は於テ準備會議に従事す。在京乗車使は總理  
及小説上瓦、御高閣を逐一報告す。其後總理は申一之居たまると

判斷するから、今後は、國務長官は今後の進路方を見  
究める見どり日本側の心情え付査追ふし來了モリとある  
事ある。  
二  
五  
又、日本側に於は、猶豫する。曰く、憲法と抵触せしる相立援ゆ  
修訂と云ふ指手があつてゐる。相立援ゆの下に曰く、  
側が置かべき義務の限界にては、過分な義務は爲すと云ふ  
事では明瞭では甚しく得て居る。從而以て、就之不務

長官が値向へて來了候。如何に應付すべき考慮し道く

少安が要る。

三、半國側の考へ方を擇す。半條約を取つておきは、日本關係

改善の事考慮すべしとは吉加にて、集體的(イ)ウランデンハノ決

議を満足させる様に相互通報。形を整へること、及び(ロ)米國の極

東支(保)障の上に軍事的要請(12)抵觸せざりて、又二二とを

討除とするであら。

在外公館

四、右の件は、日本から寧ちかた候。米國が日本を擇かすと云ふ義

務<sup>12</sup>付處して、日本は米國に付しやう。義務を引受けずとの可否

であるが、海外化は除外されど可なり。一意<sup>12</sup>日本は

半軍に付し、甚だ其使用を補助<sup>12</sup>に協力すると云ふ義務を負ふことは

云々が、何れも日本は除外されど可なり。一意<sup>12</sup>日本は

半軍に付し、甚だ其使用を補助<sup>12</sup>に協力すると云ふことは

云々が、何れも日本は除外されど可なり。而して右の

在外公館

一、  
支那の公使を、松原の米國属領諸島に於ける軍事之火薬の販賣に限るが（米  
韓、半島方式）、原領諸島の外は、松原に在る他の米國領隊  
船舶、紙幣等が支那にて通貨せしむる所は、日本と之はる英國船と同  
式の向壁がある。斯くてト若は日本と之はる英國船と同  
くある。尚、一、支那の公使を日本本土及沖縄小笠原が政事の外  
公使に限らず、二、支那は、前記括弧内の理由で相互援助の件  
を成せば、併せて運用する。

らアが少數の核東方隊に立勢し得るものあり。陸軍補給部隊は  
核東に在る米軍甚多の補給場所を有し、又モモ腔隊の  
補給基地として横須賀港が既早に出来て其のための海軍甚  
如何なる新條約に於て、若の限ひ年々の貢賄を以て車の貢賄させ。施  
利を被られることを少く思ふ。從而米國側からすれば  
六・新條約放て米軍の駐留を認めた一九四一年五月十九日  
此の新條約は、即ち(イ)軍備を出た半軍は日本防衛の義務を有する  
得べきである。即ち(ロ)軍備を出た半軍は日本防衛の義務を有する  
三三四、(ロ)軍備を出た半軍は双方の合意に基くことなり。(ハ)  
使用、旅、(イ)、(ロ)、(ミ)、(ハ)は別とし、之を協議事項と為し  
得べし。

七、以上を日本側から考へて、前記三二(イ)即ち日本の直子「き義  
教」は、神奈川、横浜、江戸を考へては前記の和解の義務  
を得べし。

引取付の事は、必ずはべく、又ミタロ、即ナ前記五、六、七、八に安

軍艦院の問題は、廣く日本共同軍の保障の範囲に立つて判斷する  
水る、支那艦の事は、従江外國軍隊の駐留と云ふに拘泥すが、  
では何故せよ、其停泊を決了目的は、one-pieceで各船を改め  
る事、即ち米軍が日本防衛義務負ふ事にて、即ち之を香港の  
船を有すと、及て在日米軍の使用が中國の一部、倭三江香港の  
いふ事は、石見石手にありと思ひれど、上、其停泊は、米國の  
在「外公館」

面子事務に見合ひは、半井に事務を負ふ事もあり、又日本共  
同軍の保障体制を維持し日本防衛を充て得事りて、か  
ばならぬ。  
今度の会談は、財政統計方面で進歩や不適、二方向を決めるに至  
る。  
眼とすゝもり、あらがう、先方より日本側よりコントロントを  
おさずとは思ひれど、凡そ上記の如き諸事が向ひ立つてゐ  
る」と思ふ。